

2024年8月19日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

JCHO 神戸中央病院 薬剤部

JCHO 神戸中央病院 薬事委員会

<目的>

保健薬局からの問合せの中には、調剤上の形式的な変更に関するものも多く含まれ、処方医や薬局薬剤師の業務負担になっている。

処方箋による調剤を規定している薬剤師法23条第2項では、「薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師または獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない」と規定している。

通常、処方箋が交付された後に医師への変更の同意を得るが、事前に双方合意のもとでプロトコルを作成することで、事前に医師への変更の同意の取得を行うようにする。事前同意で医師への問合せを減らしたい。

<疑義照会プロトコルの原則>

事前合意プロトコルに基づく問合せの運用は、当院及び保険薬局双方による「疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書」(以下、合意書)の締結をもって実施されること。

合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。

処方変更は、医薬品の適応および用法用量を遵守した変更であること。その際、安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬学的に問題がないことを確認するとともに、アドヒアランスや利便性が向上する場合に限ること。

麻薬・抗がん剤・覚せい剤原料や、処方箋に「不可」と指示がある場合はプロトコルの対象外であること。

判断に悩む場合は、保険薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること

保健薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保健薬局からの問い合わせに関して、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、各項目(①～⑰)の対応を認める

プロトコルにより問合せを簡略化された場合には保険薬局から当院にトレーシングレポートをFAXにより提出し情報提供を行う。

①成分名が同一の銘柄変更

例:ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg
→ アレンドロン酸錠 35mg

※先発品同士、後発品から先発品への変更でも可能

※先発品への変更は流通の問題で、該当医薬品が入手困難な場合に限る

※適応症が変わる場合、変更不可

②剤形の変更(先発品類似剤形への変更を含む)

例:プロチゾラム OD 錠 0.25mg「サワイ」
→プロチゾラム OD 錠 0.25mg「JG」
→レンドルミン D 錠 0.25mg
→プロチゾラム錠 0.25mg「JG」
→レンドルミン錠 0.25mg

例:カロナール錠 200mg 1.5 錠
→カロナール錠 300mg 1 錠
→アセトアミノフェン「VTRS」原末 0.3g

* 下記に掲げる(ア)(イ)(ウ)の範囲内で変更を可能とする(先発、後発は問わない)

(ア)錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤(1回分包装の場合)、フィルム剤(口腔内崩壊剤)

(イ)散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、調剤上粉砕となる錠剤、粉砕指示のある錠剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)

(ウ)液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

※クリーム剤⇔軟膏 の変更は不可

※患者に(飲み方、価格等)説明し、同意の上調剤すること。また「おくすり手帳」による情報提供を徹底すること。

※体内動態等も考慮し、用法・用量が変わらない場合のみ可とする

③局方品の屋号変更

例:乳酸カルシウム「エビス」 → 乳酸カルシウム「ケンエー」

④複数規格製剤がある場合の処方規格の変更

例:5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

例:40mg錠 1回0.5錠 → 20mg錠 1回1錠

⑤服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)

逆の例:(粉砕) ワーファリン錠 1mg 2.5錠

→ ワーファリン錠 1mg 2錠+0.5mg錠 1錠

⑥処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること

※患者希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る

※患者希望により一包化を外すことも可

⑦湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例:ロコイド軟膏 0.1%(5g) 2本 → ロコイド軟膏 0.1%(10g) 1本

例:ヒルドイドクリーム 20g → 採用規格の都合上 25gチューブに変更

例:セルタッチパップ 70(6枚入)×7袋 → セルタッチパップ 70(7枚入)×6袋

⑧患者希望によるフレーバー変更

例:ラコール NF 配合経腸用液 200mL(ミルク) → (コーヒー)

例:カリメート経口液 20%(アップルフレーバー) → (オレンジフレーバー)

⑨経過措置などによる一般名への変更による名称変更

例:マグラックス錠 330mg → 酸化マグネシウム錠 330mg

⑩DPP-4 阻害薬の週一回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が14日分処方するとき)

ザファテック錠 100mg(週1回製剤)1錠 分1 朝食後 14日分 → 2日分

ベネット錠 17.5mg(週1回製剤)1錠 分1 起床時 14日分 → 2日分

⑪「1日おきに服用」・「週3日 月水金」などと指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(コメントが明記されているなど処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が30日処方の時)

バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

⑫投与日数の適正化

薬歴上継続投与されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用薬の本数の変更も含む)、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例:プラビックス錠 75mg 30日分 → 27日分(3日分残薬があるため)

例:ルリコンクリーム 1% 3本 →2本(1本残薬があるため)

⑬配合剤への変更

服用歴のある配合剤が、入院時に採用薬品がないため、単剤の組み合わせ(同一成分および含量)に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること

例:(薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1錠

(今回処方) ミカルデイス錠 40mg 1錠 + アムロジピン OD 錠 5mg 1錠

→ミカムロ配合錠 AP 1錠

⑭薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のみビオフィェルミン R からビオフィェルミンへの変更、またはその逆(併用期間のみビオフィェルミン R を追加する場合にはビオフィェルミンとの合計日数は元のビオフィェルミンの処方日数を超えないこと)

⑮外用剤の用法の追記

外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)に用法を追記すること(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

例:口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合
モーラステープL 3袋 1日1回 → 1日1回 腰

⑯漢方薬の食後投与

服薬アドヒアランス向上目的のコメントの追記

⑰添付文書に用法が明記されている医薬品の用法変更

例1):就寝前 → 就寝直前 例2)食前 → 食直前

<処方変更・調剤後の連絡>

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋コピーをトレーシングレポートに貼付してFAX送信して下さい。残薬調整の場合は処方箋コピーを“残薬調整に係る服薬情報提供書(トレーシングレポート)”に貼付してFAX送信して下さい。また迅速に処方内容を修正するためにできる限り当日中にFAX送信をお願いします。ただし、後発品の変更調剤については本プロトコルの合意締結の有無に拘わらず全て連絡不要とします。(可能な限りお薬手帳に記載して下さい)

<処方データ修正に関する注意事項>

院外処方箋の表記については、当院電子カルテのマスターの関係から変更が行われない場合があります。